

利用される方々のために

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的として、商業（卸売業、小売業）を営むすべての事業所を対象に調査を実施しています。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により、指定統計第 23 号として実施しています。

3 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日現在

4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所（以下「店舗」という。）を対象とします。

調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

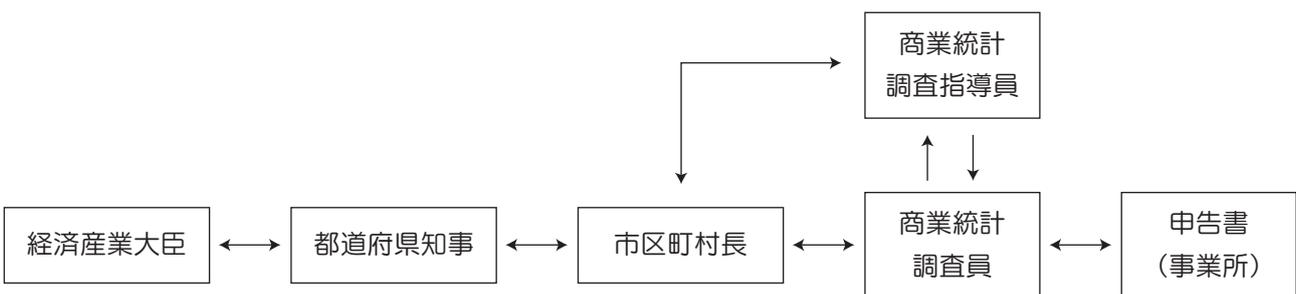
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

※に、については平成 19 年調査より調査を開始した。

5 調査の方法

a) 調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



b) 本社等一括調査

商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6 調査の単位

事業所は、それぞれの事業を営んでいる場所ごとに区切ってとらえる。

経営者が同一であっても異なった場所で商業事業を営んでいる場合は、本店、支店、営業所など、それぞれの場所ごとに調査する。

7 調査項目

付表の調査票のとおり

8 主な用語の説明

統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

- ・経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。
- ・経済活動が単一の経営主体の下において、一定の場所すなわち一区画を占めておこなわれていること
- ・財（物）及びサービスの生産、販売又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること
- ・「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所
- ② 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。）
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業 { 大分類 Q-サービス業 (他に分類されないもの) } とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）
（例：菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等）
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に関わるものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

(4) 従業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、この事業所の業務に従事している個人業主、無給の家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。

① 「個人事業主」は個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

② 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給付を受けている者をいう。

③ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

(5) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE 取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(7) 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(8) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

(9) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

(10) フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所が他の事業所（本部）との間に契約を結び（加盟）、本部の商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

(11) ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所。

9 産業分類の格付け方法

(1) 取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上 4 桁の分類番号で細分類を決定する。

(2) 取扱い商品が複数の場合は、まず、商品分類番号上 2 桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）でいずれかの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定する。

(3) 産業分類の格付けについては、商品分類番号上 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上 2 桁によって、中分類（2 桁分類）を決定し、同様に上 3 桁、上 4 桁と順に分類し、細分類（4 桁分類）を格付けする。

10 その他の利用上の注意

(1) 平成 14 年商業統計調査において産業分類の改訂及び業態分類の見直しを行っている。平成 9 年の数値は、平成 14 年の定義にあわせて組替えており、平成 11 年公表値とは必ずしも一致しない。

(2) 統計表の記号

「X」………商店数が 1 または 2 の場合、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため、数字を秘匿したことを示したもの。なお、この秘匿によっても X が算出される恐れがあるものについては、商店数が 3 以上でも X で秘匿した個所がある。また、計の欄に X の数値を含めている。

「0.0」………端数四捨五入による単位未満のもの

「-」………該当がないものまたは調査していないもの

「△」………減少したもの

(3) 合計と内容が一致しない箇所は、単位未満四捨五入の関係による。

この結果表についての照会・問合せは、下記へお願いします。

熊本市企画財政局企画情報部統計課 電話 (096) 328-2380
